

川崎市自治推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として、川崎市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則に基づく制度等の実施の状況に関する事。
- (2) 自治運営における市民との情報の共有、市民の参加又は市民との協働の原則に基づく制度等の課題に関する事。
- (3) その他自治運営の基本原則に基づく制度等に係る必要な事項に関する事。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び有識者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

第2期川崎市自治推進委員会 委員名簿

(50音順)

氏名	役職・住所等
おおした かつみ 大下 勝巳	前宮前区長
こじま さとし 小島 聡	法政大学人間環境学部教授
さたに かずえ 佐谷 和江	NPO 法人まちづくり情報センターかながわ理事
すずき まちこ 鈴木 眞智子	中原区（公募市民委員）
たきざわ としじ 滝澤 利二	幸 区（公募市民委員）
まるやま こういち 丸山 幸一	宮前区（公募市民委員）

：委員長 ：副委員長

・第2期川崎市自治推進委員会の開催状況と審議経過

[委員会の開催と審議経過]

回数 / 日付	議題等
第1回 H20.11.26	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、正副委員長選出など ・自治推進委員会の調査審議に関する事 ・自治運営に関する制度等について
第2回 H21.1.20	<ul style="list-style-type: none"> ・参加、協働の仕組みについて ・参加、協働の手法について 審議会等の公募市民の参加 パブリックコメント手続 住民投票制度 協働型事業のルール 区民会議
第3回 H21.3.16	<ul style="list-style-type: none"> ・参加の仕組みに係る課題について 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 川崎市多摩川プラン 第2期川崎市地域福祉計画
第4回 H21.6.2	<ul style="list-style-type: none"> ・参加の仕組みに係る課題について 川崎市都市計画マスタープラン 川崎市緑の基本計画 鷺沼プール跡地広場整備事業
第5回 H21.7.21	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の仕組みに係る課題について 川崎フロンターレ連携事業 かわさきコンパクト推進事業 多摩区子育て支援パスポート事業
講演会 H21.11.11	<p>「あなたの参加と協働が自治を進めます～自治基本条例の基本原則を踏まえて」</p> <p>講師：佐谷和江 第2期自治推進委員会副委員長</p>
第6回 H21.11.16	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期区民会議の取組状況について 区民会議における参加と協働の取組状況 中原区区民会議の取組状況 麻生区区民会議の取組状況 ・「市民自治推進に向けた10の提言推進プラン」の進捗状況について ・報告書の骨子案について
小委員会 H21.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の取りまとめについて
第7回 H22.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の取りまとめについて 報告書（案）について

第2期川崎市自治推進委員会講演会結果報告

1 概要

- ・日 時：平成21年11月11日(水) 14:30～16:30
- ・場 所：ラゾーナ川崎 プラザソル
- ・講 師：佐谷 和江 第2期川崎市自治推進委員会副委員長
- ・テーマ：「あなたの参加と協働が自治を進めます～自治基本条例の基本原則を踏まえて」
- ・参加者：86名

2 内容

各地における具体的な事例をもとに、参加・協働の意義や楽しさを紹介し、自治を育む参加・協働のポイントについて解説。



3 質疑応答

行政の職員として市民との信頼関係を築く上で重要なポイントは？

<佐谷副委員長>

参加した市民の意見に対して、それをどのように反映していくかが重要。

<鈴木委員>

市民からは様々な意見が出るが、その中からよいものを行政が抽出して、事業に反映させてもらえばよい。

ボランティア活動には責任が生じるのか？

<佐谷副委員長>

ボランティアとは自分ができる範囲で行うこと。自分ができることについて認識した上で、それぞれの役割分担と責任を決めることが大切。

<丸山委員>

自治会の活動は、ほとんどボランティアで行っているが、自治会のイベントについては、その成果の良し悪しに関わらず、役員会が責任をとるようにしている。

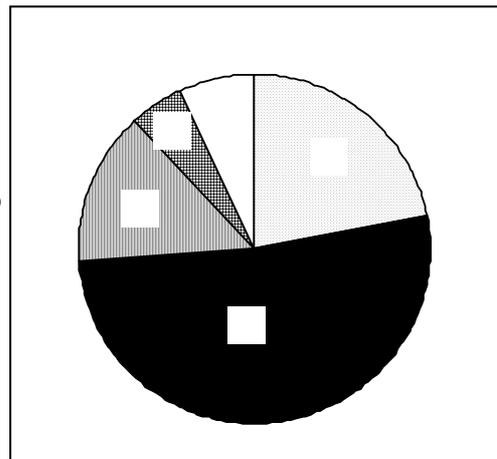
4 アンケート結果

講演会の感想

大変参考になった：22% 参考になった：52%
少し参考になった：14% どちらでもない：5%
回答なし：7%

その他意見

- ・事例が多く、大変わかりやすい講義だった。
- ・参加・協働は自分には関係ないと思いがちだったが、考えさせられることがいろいろあった。
- ・小さくても一つ一つの活動がとても大切だと感じた。
- ・市民活動の意義について、勉強になった。



あなたの参加と協働が 自治を進めます！

～自治基本条例の基本原則を踏まえて～



講師：
佐谷 和江 氏
(第2期川崎市自治推進
委員会副委員長)

山口県生まれ。

千葉大学工学部建築学科卒業、同大学院自然科学研究科博士後期課程修了。まちづくりコーディネーター。(NPO)まちづくり情報センターかながわ理事、(株)計画技術研究所代表取締役。生涯学習機関である江戸川総合人生大学江戸川まちづくり学科長。

まち全体のマスタープランや地区のルールづくり、公園のデザイン等について、市民による委員会と検討している。また、市民の自主的な活動を支援する仕組みの設計・運営にも関わっている。

著書に「市民のためのまちづくりガイド」、「まちづくりキーワード辞典」など。

近年、地域社会の脆弱化・流動化が言われています。昔のような地域社会には戻れませんが、地域でのふれあいや助け合い、問題解決がないと私たちの暮らしは不安で不安定なものになってしまいます。このため、様々なところで、新しい地域社会のあり方を探りながら参加や協働の取り組みが行われています。講演では事例を通して参加・協働の意義や楽しさを紹介しながら、これからの地域社会・自治についての展望をお話します。

自治推進委員会とは

自治基本条例に定められた自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議し、市民自治を推進するための提言を行っています。委員は、有識者3名と公募委員3名の計6名で構成されています。第2期委員会は、平成20年11月に設置され、「参加」と「協働」をメインテーマに調査審議し、平成22年3月に報告書を提出する予定です。

**入場
無料**

日時：平成21年11月11日(水) 14:30～16:30

開場：14:00～ オープニング：14:30～ 講演：15:00～

場所：ラゾーナ川崎プラザソル (川崎駅西口徒歩5分)

川崎市幸区堀川町72-1ラゾーナ川崎プラザ5階

JR川崎駅改札を出て左側へ。駅と直結の商業施設ラゾーナ川崎プラザ5階です。

定員： 先着150名

お問い合わせ先

川崎市
総合企画局自治政策部
川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-2168
FAX：044-200-3800
電子メール：20ziti@city.kawasaki.jp



あなたの参加と協働が 自治を進めます！

～自治基本条例の基本原則を踏まえて～



日時：平成21年11月11日(水) 14:30～16:30

場所：ラゾーナ川崎プラザソル（川崎駅西口徒歩5分）

プログラム

- 14:30～15:00 オープニング
川崎地域力お試しクイズ
- 15:00～15:05 開会
- 15:05～15:15 市長あいさつ
- 15:15～16:15 講演：佐谷 和江氏（第2期川崎市自治推進委員会）
「あなたの参加と協働が自治を進めます
～自治基本条例の基本原則を踏まえて」
- 16:15～16:30 質疑応答

自治推進委員会とは

自治基本条例に定められた自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議し、市民自治を推進するための提言を行っています。委員は、有識者3名と公募委員3名の計6名で構成されています。第2期委員会は、平成20年11月に設置され、「参加」と「協働」をメインテーマに調査審議し、平成22年3月に報告書を提出する予定です。